

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

○宮城県地域医療計画の変更	(医療政策課)	一
○救急医療機関の認定	(同)	七
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課)	七
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出	(同)	七
○特定計量器の定期検査の実施	(産業立地推進課)	八
○宮城県農業大学の農産物等の販売に係る生産物売払代金の徴収事務の委託	(農業振興課)	八
○県営土地改良事業計画の縦覧(七件)	(農村振興課)	八
○保安林の指定の解除	(森林整備課)	一〇
○公有水面埋立ての免許	(水産業基盤整備課)	一〇
○都市計画決定の図書の写しの縦覧(二件)	(都市計画課)	一一
○都市計画変更の図書の写しの縦覧(四件)	(同)	一一
○土地改良区役員の就任及び退任の届出	(気仙沼地方振興事務所)	一三
○少年指導委員の委嘱		一四
○宮城県公報第二九四五号(平成三十年三月二十七日付け)中		一七

告 示

○宮城県告示第三百八十六号

医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の六の規定により、宮城県地域医療計画を変更したので、同法第三十条の四第十六項の規定に基づき、告示する。

平成三十年四月三日

宮城県地域医療計画の概要

目 次

第一編 計画の策定	
第一節 計画の趣旨	
第二節 基本理念	
第三節 計画の位置付け	
第四節 計画期間	
第二編 東日本大震災からの復興	
第一節 東日本大震災の発生	
第二節 地域医療復興に向けた取組	
第三編 医療の現状	
第一節 県の姿	
第二節 人口統計	
第三節 県民の受療状況	
第四節 医療施設の状態	
第五節 医療従事者の状況	
第六節 各圏域の状況	
第四編 医療圏の設定と基準病床数	
第一節 医療圏の設定	
第二節 基準病床数	
第五編 医療提供体制	
第一章 安全で良質な医療提供体制の整備	
第一節 医療機能の分担・連携と集約化の促進	
第二節 地域医療支援病院の整備目標	
第三節 医療安全対策	
第二章 いつでもどこでも安心な医療の提供	
第一節 がん	

第二節 脳卒中

第三節 心筋梗塞等の心血管疾患

第四節 糖尿病

第五節 精神疾患

第六節 救急医療

第七節 災害医療

第八節 へき地医療

第九節 周産期医療

第十節 小児医療

第十一節 在宅医療

第十二節 歯科医療

第十三節 感染症対策

第十四節 難病対策

第十五節 健康危機管理対策

第三章 医療環境の充実強化

第一節 医療従事者の確保対策

第二節 医療福祉情報化の推進

第三節 医薬品提供体制

第四節 血液確保及び臓器移植等対策

第六編 地域医療構想

第一章 総論

第一節 医療需要・必要病床数及び居宅等における医療の必要量

第二章 区域別構想

第一節 仙南区域（仙南医療圏）

第二節 仙台区域（仙台医療圏）

第三節 大崎・栗原区域（大崎・栗原医療圏）

第四節 石巻・登米・気仙沼区域（石巻・登米・気仙沼医療圏）

第三章 地域医療構想の推進体制

第一節 地域医療構想調整会議

第七編 医療費適正化の推進

第一章 医療費の動向を踏まえた医療等の現状と課題

第一節 医療費の動向

第二節 生活習慣病及びメタボリックシンドロームの状況

第三節 現状と課題の総括

第二章 取組と目標

第一節 目指すべき取組と目標

第二節 計画期間における医療費の見込み

第八編 計画の推進と進捗管理

第一章 計画の推進

第一節 関係機関等の役割分担

第二節 計画の推進と連携体制

第二章 計画の進捗管理

第一節 P D C A サイクルの推進

第二節 計画の実績評価

第一編 計画の策定

第一節 計画の趣旨

宮城県地域医療計画は、医療法第三十条の四第一項の規定に基づく宮城県における医療提供体制の確保を図るための計画とする。また、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第九条第一項の規定に基づく宮城県における医療費適正化を推進するための計画とする。

第二節 基本理念

本計画の基本理念は、県民の医療に対する安心と信頼を確保し、良質な医療が適切に提供される医療提供体制の確立を目指すこととし、医療情報の提供による適切な医療の選択の支援、医療機能の分担及び連携の推進による切れ目のない医療の提供、在宅医療の充実による患者の生活の質の向上等により、その理念の実現を図るものとする。

第三節 計画の位置付け

本計画は、宮城の将来ビジョンに掲げられた基本方針の一つである、「安心と活力に満ちた地域社会づくり」を実現するため、他の保健及び福祉分野の個別計画並びに宮城県震災復興計画と整合性を図るものとする。

第四節 計画期間

本計画の計画期間は、平成三十年（二千十八年度）から二十三年（二千二十三年度）までとする。

第二編 東日本大震災からの復興

第一節 東日本大震災の発生

平成二十三年三月十一日午後二時四十六分、三陸沖でマグニチュード九・〇の地震が発生し、特に沿岸部の医療機関では、津波による壊滅的な被害を受けた。

第二節 地域医療復興に向けた取組

これまで県では、被災医療機関の復旧・復興をはじめとする、地域医療の再生・復興等に取り組んできた。

第三編 医療の現状

第一節 県の姿

人口、位置、地勢等を示し、本県の概要を把握する。

第二節 人口統計

人口の構成や推移、将来推計及び人口動態等を示し、本県の状況を把握する。

第三節 県民の受療状況

入院及び外来の別、施設別、傷病別、年齢別、受療地別等により、患者数、受療率、医療圏ごとの受療の依存状況等を示し、県民の受療状況を把握する。

第四節 医療施設の状態

医療施設数、病床数、病床利用率等を示し、本県の医療施設の状態を把握する。

第五節 医療従事者の状況

医師、歯科医師、薬剤師、看護師等について、二次医療圏ごとの従事者数等を示し、本県の医療従事者の状況を把握する。

第六節 各圏域の状況

圏域ごとに地理、人口、疾病、患者動向及び医療提供体制の状況等を示し、各圏域の特性や状況を把握する。

第四編 医療圏の設定と基準病床数

第一節 医療圏の設定

医療法第三十条の四第二項第十二号に規定する区域は、次の表のとおりとする。

圏域名	区 域
仙南医療圏	白石市、角田市、刈田郡、柴田郡、伊具郡
仙台医療圏	仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、富谷市、亘理郡、宮城郡、黒川郡
大崎・栗原医療圏	栗原市、大崎市、加美郡、遠田郡

石巻・登米・気仙沼医療圏

石巻市、気仙沼市、登米市、東松島市、牡鹿郡、本吉郡

医療法第三十条の四第二項第十三号に規定する区域は、県全域とする。

また、隣県との境界周辺地域については、引き続き県間での関係機関による連絡調整及び連携強化を推進し、円滑な医療の提供を図る。

第二節 基準病床数

医療法第三十条の四第二項第十四号に規定する基準病床数の種別（療養病床及び一般病床、精神病床、感染症病床並びに結核病床）ごとの区域別基準病床数（医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第三十条の三十に基づき算定）は、次の表のとおりとする。

病床の種類	区 域		
	基準病床数	既存病床数	
療養病床及び一般病床	仙南医療圏	一、四五三	一、三〇八
	仙台医療圏	一一、〇五九	一一、一〇一
精神病床	大崎・栗原医療圏	二、七〇三	二、六六四
	石巻・登米・気仙沼医療圏	二、九八八	二、五九九
感染症病床	県 全 域	五、〇二一	六、一五一
	県 全 域	二九	二八
結核病床	県 全 域	五四	六二

第五編 医療提供体制

第一章 安全で良質な医療提供体制の整備

第一節 医療機能の分担・連携と集約化の促進

主な疾患の入院患者の圏域別依存状況等を踏まえ、医療圏ごとに求められる機能分担及び連携強化の在り方を示す。また、医療と介護の連携の推進について方向性を示す。

第二節 地域医療支援病院の整備目標

医療法第三十条の四第三項第一号の規定に基づく同法第四条に規定する地域医療支援病院の整備目

標は、各二次医療圏に一箇所以上整備されている状態の維持を目指すものとし、現に地域医療を支援する機能を有する公的病院を「地域の中核的な病院」に指定する。

第三節 医療安全対策

医療施設における法令等に基づく医療の安全管理体制を整備し、その機能面の充実を図ることに よって良質かつ適切な医療を推進し、県民の医療に対する信頼を高める。また、医療安全支援センター の運営について、患者・住民と医療施設との信頼関係の構築を支援することを基本として、中立的な 立場から相談等に対応し、患者・住民と医療施設の双方から信頼されるよう適切な対応と支援に努め る。

第二章 いつでもどこでも安心な医療の提供

第一節 がん

がんによる年齢調整死亡率の低下を目指し、予防についての普及啓発や健康づくり、早期発見・早 期治療を促すための県民が利用しやすい検診体制の構築などに取り組む。また、個人に最適化された がん医療の実現を目指し、がん医療の質の向上と、それぞれのがんの特性に応じたがん医療の均てん 化・集約化と、効率的ながん医療体制の充実に取り組む。さらに、がん患者が住み慣れた地域社会で 必要な支援を受けることができる環境を目指し、関係者等が連携し、効率的な医療・福祉サービスの 提供や就労支援等の体制構築に取り組む。

第二節 脳卒中

脳卒中による年齢調整死亡率の低下を目指し、メタボリックシンドローム該当者等の減少に資する 健康づくり、発症予防に取り組むほか、発症後、病院前救護を含め、早急に適切な救急診療を実施す る体制の構築に取り組む。また、脳卒中に罹患した患者の生活の質の向上を目指し、急性期・回復期・ 維持期医療のシームレスな連携を推進する。さらに、脳卒中中の再発予防や、関係する人材の育成に努 める。

第三節 心筋梗塞等の心血管疾患

心筋梗塞等による年齢調整死亡率の低下を目指し、メタボリックシンドローム該当者等の減少に資 する健康づくり、発症予防に取り組むほか、発症後、病院前救護を含め、早急に適切な救急診療を実 施する体制の構築に取り組む。また、心筋梗塞等に罹患した患者の生活の質の向上を目指し、急性期・ 回復期・維持期医療のシームレスな連携を推進する。

第四節 糖尿病

糖尿病患者の増加の抑制を目指し、メタボリックシンドローム該当者等の減少に資する健康づく り、発症予防に取り組む。また、糖尿病患者の合併症や重症化を防ぐことを目指し、糖尿病専門医と かかりつけ医の連携等を通じて糖尿病患者の的確な管理・治療体制の整備を図る。

第五節 精神疾患

精神障害者が、地域の一員として安心して暮らしをすることができるよう、精神科医 療機関やその他の医療機関、地域援助事業者、保健所、市町村などが連携することで、医療、障害福 祉・介護、住まい、社会参加、教育などを包括的に確保する「地域包括ケアシステム」の構築を目指 す。また、統合失調症、うつ病・躁うつ病、認知症、児童・思春期精神疾患、依存症などの多様な精 神疾患に対応した患者本位の医療の実現が図られるように、医療機関、保健所、市町村などの連携体 制を整備する。

第六節 救急医療

初期救急医療体制については、地域の救急医療資源の実情に応じた平日夜間及び休日の初期救急医 療体制整備を支援し、また、かかりつけ医等による救急患者の受入れを促進する。二次救急医療体制 については、病院群輪番制の機能を強化し、後方病床の確保、医師が診療可能な領域の拡大を図る。 三次救急医療体制については、救急科専門医を養成し、救急医療機関に配置するほか、救命救急セン ターの安定的運営の確保に努める。さらに、各救急医療の機能に応じた医療機関の役割分担の進展、 基地病院及び消防機関等との連携によるドクターヘリの安全かつ効果的な運用、救急医療情報システ ムについて即時性のある情報提供体制の構築、県民に対する救急医療機関の適正な利用の啓発に取り 組む。

第七節 災害医療

大規模災害発生時に「防ぎ得る死」が発生しないよう、医療救護体制を構築する。災害時における 救急患者への医療支援に備え、災害拠点病院等の充実を図る。また、原子力発電所に係る防災対策を 重点的に充実させるため、国の原子力災害対策指針改正に基づき、原子力災害医療体制を構築する。 さらに、円滑な医療救護活動と保健衛生活動が行えるよう体制の整備に取り組む。

第八節 へき地医療

地域住民が適切な医療を受けることができるよう、へき地診療所の運営を支援する。また、へき地 診療所を支援するへき地医療拠点病院の役割強化と機能充実を図る。さらに、へき地医療を担う医師 が安心して勤務・生活できるよう、動機付けやキャリア形成を支援し、へき地医療従事者の確保・定 着を図る。

第九節 周産期医療

周産期医療の機能分担及び連携強化、周産期医療従事者の確保・育成・再教育による安全な医療提 供体制を確保する。新生児医療の有効活用のための後方支援の充実と小児の療養・療育支援が可能な 体制の確保、災害時の体制の強化、妊産婦のメンタルヘルスケア等への対応について連携強化を図る。

第十節 小児医療

小児科医師の確保や定着に努めるとともに、医療資源の集約化・重点化や連携体制を強化する。休日・夜間における適切な受診を誘導する取組を支援する。小児科専門医の育成やキャリア形成を支援する。また、発達障害を持つ子どもや医療を要する子どもを地域全体で支える体制を構築するための人材育成や相談体制の充実及びレスパイト入院先の拡大に努める。さらに、災害時小児周産期リエゾン育成する。

第十一節 在宅医療

市町村や関係団体と連携を図りながら、在宅医療の普及啓発や体制整備を推進する。訪問診療を実施する医療機関や訪問看護ステーションの増加・規模拡大、後方支援体制の充実等に努める。また、各地域における在宅療養支援体制充実のための取組を支援するとともに、在宅医療を担う医療従事者や多職種連携に資する人材を育成する。

第十二節 歯科医療

健康の保持増進に関わる歯と口腔の健康づくりを推進する。在宅療養者に対する歯科医療提供を支援する。また、五疾病患者や高齢者、入院患者等における口腔のケアや口腔機能管理の重要性を踏まえ、歯科連携を促進する。さらに、障害者等への対応や歯科救急医療体制の整備、災害時における歯科保健及び医療体制の構築を推進する。

第十三節 感染症対策

新型インフルエンザ等の新興・再興感染症の発生に備え、関係機関との連携強化に努め、感染症情報収集・分析して、県民や保健医療関係者等に提供する。感染症病床及び結核病床の確保により安定した医療提供体制を構築するとともに、感染症に関する知識の普及・啓発に努め、保健所での検査・相談体制の充実を図る。ウイルス性肝炎に関する正しい知識の普及・啓発、検査・治療などの総合的な推進を図り、要診療者に対する早期治療を促進して肝がんなどの予防を図る。

第十四節 難病対策

難病等患者が、早期に正しい診断を受けることができる医療提供体制の構築を図る。地域で療養生活が継続できるよう、保健・医療・福祉の連携体制を緊密化するとともに、難病医療連絡協議会を設置し、重症難病患者に対する医療を確保する。また、難病等患者及びその家族の負担を軽減するため、保健所による訪問等や難病相談支援センター、小慢さぼーとせんとーを設置し、支援体制の充実を図る。

第十五節 健康危機管理対策

県民の生命と健康を脅かす健康危機が発生し、または発生の恐れがある場合に備えて、健康被害の発生予防、拡大防止、治療等を図る健康危機管理体制を整備するとともに、その充実強化に努める。また、県民への的確な情報提供に努め、日頃からリスクコミュニケーションの推進に努める。地域の

健康危機管理の拠点となる保健所においては、健康危機管理に係る責任者を中心とした情報の一元管理及び平常時からの訓練、研修による人材育成に重点的に取り組む。

第三章 医療環境の充実強化

第一節 医療従事者の確保対策

地域住民が健康で安心して暮らせるよう、地域医療を担う医師・看護師等の医療従事者の確保及び定着を図るとともに、医療従事者及び診療科の地域的な偏在解消に向けた取組を推進する。

第二節 医療福祉情報化の推進

効率的かつ効果的な医療・介護サービスの展開を目指し、ICTを活用した医療福祉情報ネットワーク利用の普及を促進する。

第三節 医薬品提供体制

医薬分業を推進し、かかりつけ薬剤師・薬局として、より安全で効率的な薬局機能の充実を図り、県民のセルフメディケーションを支援する。また、地域包括ケアを担う一員である薬局の在宅医療への参画を促進するとともに、災害時及び緊急時の医薬品供給体制を構築する。

第四節 血液確保及び臓器移植等対策

若年層の献血者数の増加、安定的な集団献血の確保、複数回献血の増加を目指すとともに、血液製剤の適正使用を促進する。また、県民が臓器移植に対する理解を深めるよう普及啓発を行う。

第六編 地域医療構想

第一章 総論

第一節 医療需要・必要病床数及び居宅等における医療の必要量

医療法施行規則に定められた計算式により、構想区域ごと及び病床の機能区分ごとに算出した二十五年の必要病床数等は、次の表のとおりとする。

区 域	必要病床数			
	高度急性期	急性期	回復期	慢性期
仙 南 医 療 圏	九三	三五七	四五六	三三四
仙 台 医 療 圏	一、七九八	四、九九九	三、八九九	二、五〇五
大 崎 ・ 栗 原 医 療 圏	一八二	五六七	六六九	四八四
石 巻 ・ 登 米 ・ 気 仙 沼 医 療 圏	一九二	六八一	九八一	五八四

区 域	在宅医療等の必要量	
	訪問診療(人)	老健施設等その他(人/日)
仙 南 医 療 圏	五三三	一、二五五
仙 台 医 療 圏	八、七〇六	八、二三八
大 崎 ・ 栗 原 医 療 圏	一、〇四〇	一、八四一
石 巻 ・ 登 米 ・ 気 仙 沼 医 療 圏	一、九七六	一、二六三

第二章 区域別構想

第一節 仙南区域(仙南医療圏)

回復期機能の充実が必要になると見込まれる。在宅療養支援診療所等の一層の整備を図るとともに、利用者が利用したい時に訪問診療や訪問看護等が提供できる体制の充実を図る。また、医療人材の資質の向上を図るほか、医療従事者の離職防止・定着促進に向けた取組を進める。

第二節 仙台区域(仙台医療圏)

回復期機能の充実が必要になると見込まれる。在宅療養支援診療所等の一層の整備を図るとともに、往診や訪問看護等が二十四時間提供できる体制の整備を進める。また、医療人材の資質の向上を図るほか、医療従事者の離職防止・県内定着促進に向けた取組を進める。

第三節 大崎・栗原区域(大崎・栗原医療圏)

回復期機能の充実と慢性期機能の転換等が必要になると見込まれる。在宅医療の効果的な展開に向けた病院間連携体制の整備を図るとともに、地域の実情に即した訪問診療等が提供できる体制の整備を進める。また、医療人材の質の向上や看護職員の養成体制の充実を図るほか、医療従事者の離職防止・定着促進に向けた取組を進める。

第四節 石巻・登米・気仙沼区域(石巻・登米・気仙沼医療圏)

回復期機能と慢性期機能の充実が必要になると見込まれる。在宅療養支援診療所等の一層の整備を図るとともに、訪問診療や訪問看護等が二十四時間提供できる体制の整備を進める。また、医療人材の質の向上や看護職員の養成体制の充実を図るほか、医療従事者の離職防止・定着促進に向けた取組を進める。

第三章 地域医療構想の推進体制

第一節 地域医療構想調整会議

「地域医療構想調整会議」を活用し、医療機関や関係者と様々なデータを共有するとともに、地域にふさわしい医療提供体制の構築に向けた議論を深め、医療機関等の自主的な取組を支援する。また、議論の内容に応じた協議の在り方等について検討する。

第七編 医療費適正化の推進

県民生活の質の向上や良質な医療の提供を確保するものであること、超高齢社会の到来に対応するものであることを基本的な理念とする。

第一章 医療費の動向を踏まえた医療等の現状と課題

第一節 医療費の動向

国民医療費は増加を続け、平成二十五年度には全国総額が四十兆円を超えた。本県では、一人当たりの医療費は全国平均より低く、伸び率も全国平均をやや下回っているが、医療保険者によっては一人当たり医療費及びその伸び率が全国平均を上回るペースになっている。また、本県の人口に占める後期高齢者(七十五歳以上)の割合は、二千三十五年には二割を超えると見込まれている。

第二節 生活習慣病及びメタボリックシンドロームの状況

本県の医療費(国民健康保険)における生活習慣病関連医療費の占める割合は約四割となっている。また、特定健康診査受診者における高血圧、脂質異常症、糖尿病の治療薬の内服者の割合は全国と比較しても高い状況にある。受療状況では、三十五歳を過ぎてから生活習慣病の受療率が徐々に増加している。メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の割合は約三割で、全国ワースト三位となっている。

第三節 現状と課題の総括

急速な高齢化により本県の医療費は増加が続き、それに伴い県民の負担が増加することが懸念される。県民の生活の質の向上や健康寿命の延伸、良質な医療の提供を確保しながら、医療費の伸びを抑制していく対策が必要である。また、生活習慣病やメタボリックシンドロームについて、若年世代からの予防対策が重要であると考えられる。

第二章 取組と目標

第一節 目指すべき取組と目標

県民の健康の保持の推進として、一次予防の推進(適正体重の維持とバランスの取れた食生活・食習慣の実現、身体活動・運動量の増加、たばこ対策、高齢者の介護予防(ロコモティブシンドローム、フレイル等への対応)、二次予防の推進(特定健康診査、特定保健指導、糖尿病の重症化予防)に取り組む。また、医療の効率的な提供の推進として、受診の適正化、後発医薬品の使用促進、医薬品の適正使用、地域医療構想の推進に取り組む。

第二節 計画期間における医療費の見込み

医療費適正化の取組を行わない場合の医療費は、二千二十三年度で八、五八四億円になるが、特定健診と特定保健指導の実施率向上や糖尿病の重症化予防、後発医薬品の普及等に取り組んだ上で国の数値目標が達成された場合は八、四八三億円となり、一〇一億円の適正化効果があるものと推計される。

第八編 計画の推進と進捗管理

第一章 計画の推進

第一節 関係機関等の役割分担

県、県民、医療関係者、保険者等、行政はそれぞれの役割を認識し、連携を保ちながら施策を推進する。

第二節 計画の推進と連携体制

「宮城県医療審議会」、「地域医療協議会」及び各地区の「地域医療対策委員会」、「地域医療対策協議会」等との密接な協調と連携により計画を推進していく。

第二章 計画の進捗管理

第一節 P D C A サイクルの推進

施策の進捗状況や目標値の達成状況について評価を行い、目標値の再設定や施策の見直しを行うため、P D C A サイクルを用いて計画を推進していく。

第二節 計画の実績評価

施策等の進捗状況について実績評価を行うため、各疾病・事業ごとの協議会等で毎年進捗状況等の確認を行うとともに、その結果を宮城県医療審議会に報告する。必要に応じ計画の見直しや変更を行いながら、適切な進捗管理に努めていく。

○宮城県告示第三百八十七号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

平成三十年四月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
栗原市立栗駒病院	栗原市栗駒岩ヶ崎松木田十番地一	平成三十年四月一日	平成三十三年三月三十一日

○宮城県告示第三百八十八号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通

所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。
平成三十年四月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害児通所支援の種類	設置者名	指定年月日
○四五二六〇〇〇四三	運動療育と体験学習「びーすの杜」明石台 富谷市明石台五丁目三十四番一十一	放課後等デイサービス	株式会社S I Mコーポレーション	平成三十年四月一日

○宮城県告示第三百八十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。
平成三十年四月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
○四一〇二〇〇二九九	こーぷのお家いしのまきヘルパーステーション 石巻市向陽町三丁目二十六番一	居宅介護 重度訪問介護	社会福祉法人こーぷ福祉会	平成三十年三月三十一日
○四一〇二〇〇四五五	セントケア石巻中央 石巻市開成一番地三十五	同行援護	セントケア宮城株式会社	平成三十年三月三十一日
○四一〇二〇〇四六三	セントケア石巻東 石巻市垂水二丁目六一六	同行援護	セントケア宮城株式会社	平成三十年三月三十一日
○四一〇二〇〇五五四	あおぞらヘルパーステーション 石巻市丸井戸三丁目十七番十八号	居宅介護 重度訪問介護	特定非営利活動法人あおぞら	平成三十年三月三十一日
○四一一四〇〇一六一	セントケア石巻矢本 東松島市矢本鹿石前百六十四番一	同行援護	セントケア宮城株式会社	平成三十年三月三十一日

○宮城県告示第三百九十号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり

実施する。

平成三十年四月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所
平成三十年五月七日	涌谷町 篔岳	午前十時三十分から 正午まで	篔岳公民館
五月八日	涌谷町 涌谷	午前十時三十分から 午後二時三十分まで	くがね倉庫さくら館
五月十一日	涌谷町 涌谷	午前十時三十分から 午後二時三十分まで	くがね倉庫さくら館
五月十四日	大崎市 三本木	午前十時三十分から 午後二時三十分まで	三本木野球場
五月十五日	大崎市 鳴子	午前十一時から 午後二時三十分まで	鳴子公民館
五月十六日	大崎市 鳴子	午前十一時から 午後二時三十分まで	鳴子公民館
五月十八日	大崎市 田尻	午前十時三十分から 午後二時三十分まで	田尻老人福祉センター
五月二十一日	大崎市 古川	午前十時三十分から 午後二時三十分まで	古川保健福祉プラザ（Fプラザ）
五月二十二日	大崎市 古川	午前十時三十分から 午後二時三十分まで	古川保健福祉プラザ（Fプラザ）
五月二十三日	大崎市 古川	午前十時三十分から 午後二時三十分まで	古川保健福祉プラザ（Fプラザ）
五月二十五日	大崎市 古川	午前十時三十分から 午後二時三十分まで	長岡地区公民館
六月一日	大崎市 古川	午前十時三十分から 午後二時三十分まで	西古川地区公民館
六月四日	大崎市 岩出山	午前十時三十分から 午後二時三十分まで	岩出山総合支所車庫
六月五日	大崎市 岩出山	午前十時三十分から 午後二時三十分まで	岩出山総合支所車庫
六月六日	大崎市 鹿島台	午前十時三十分から 午後二時三十分まで	鎌田記念ホール
六月八日	大崎市 松山	午前十時三十分から 正午まで	松山公民館

○宮城県告示第三百九十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百八条第一項の規定により、宮城県農業大学校の農産物等の販売に係る生産物売払代金の徴収事務を平成三十年三月十六日次のとおり委託した。

平成三十年四月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

大崎市古川狐塚字西田三十番地
株式会社古川青果地方卸売市場

二 委託期間

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県宮藤田地区土地改良事業農業競争力強化基盤整備事業（農地整備事業（経営体育成型））計画を定めたので、同条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

平成三十年四月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成三十年四月三日から平成三十年五月二日まで

三 縦覧場所

栗原市役所

○宮城県告示第三百九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県宮稲屋敷・袋地区土地改良事業農業競争力強化基盤整備事業（農地整備事業（経営体育成型））計画を定めたので、同条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

平成三十年四月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間
平成三十年四月三日から平成三十年五月二日まで

三 縦覧場所
栗原市役所

○宮城県告示第三百九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県管上沼地区土地改良事業農業競争力強化基盤整備事業（農地整備事業（経営体育成型））計画を定めたので、同条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

平成三十年四月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成三十年四月三日から平成三十年五月二日まで

三 縦覧場所

栗原市役所

○宮城県告示第三百九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県管船越地区土地改良事業農業競争力強化基盤整備事業（農地整備事業（経営体育成型））計画を定めたので、同条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

平成三十年四月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成三十年四月三日から平成三十年五月二日まで

三 縦覧場所

大崎市役所

○宮城県告示第三百九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県管山王江地区土地改良事業農村地域防災減災事業（用排水施設等整備事業（湛水防除事業））計画を定めたので、同条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

平成三十年四月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成三十年四月三日から平成三十年五月二日まで

三 縦覧場所

大崎市役所

○宮城県告示第三百九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県管出来川左岸上流地区土地改良事業農業競争力強化基盤整備事業（農地整備事業（経営体育成型））計画を定めたので、同条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

平成三十年四月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成三十年四月三日から平成三十年五月二日まで

三 縦覧場所

涌谷町役場及び美里町役場

○宮城県告示第三百九十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により県営業坂地区土地改良事業（農地中間管理機構関連事業）計画を定めたので、同条第七項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同法第八十七条の三第七項において準用する同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

平成三十年四月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成三十年四月三日から平成三十年五月二日まで

三 縦覧場所

柴田町役場

○宮城県告示第三百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年四月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

本吉郡南三陸町歌津字草木沢一二四の三

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

指定理由の消滅

○宮城県告示第四百号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、公有水面埋立てを次のとおり免許した。

平成三十年四月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 免許年月日

平成三十年三月二十八日

二 免許を受けた者の名称

宮城県

三 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

1 埋立区域

(一) 位置

第一種室浜漁港区域内

東松島市宮戸字樫木山五番に隣接する公有水面

(二) 区域

①の地点から⑳の地点までを順次に結ぶ平成二十八年の春分の満潮位（DL+1・20メートル）における公有水面と陸地との境界線、㉑の地点から㉒の地点までを順次に結ぶ平成十七年一月二十五日付け宮城県指令第八十五号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（DL+1・70メートルより決定）、㉓の地点と㉔の地点を結んだ線により囲まれた区域

①の地点 主要地方道奥松島松島公園線（県道二十七号線）に設置した公共二級基準点（北緯三八度二〇分四九秒三七五六、東経一四一度〇九分一四秒〇七四八）から一七六度二九分三二秒、九一・五七八メートルの地点

②の地点 ①の地点から 一度一八分五〇秒 一三・五二メートルの地点

③の地点 ②の地点から 三五五度二五分一六秒 一九・四〇三メートルの地点

④の地点 ③の地点から 三五二度〇五分五七秒 一九・四〇二メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から 三四八度四三分二八秒 一四・七三四メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から 三四七度三九分二六秒 四・八〇九メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から 三四七度二分〇五秒 二〇・〇〇一メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から 三四七度一六分三〇秒 一五・二九五メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から 三四七度四分五六秒 四・八五六メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から 三四九度五〇分一七秒 二〇・六四三メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から 三五三度二五分四七秒 二〇・六五二メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から 三五六度四二分二秒 二〇・六五八メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から 三五九度五八分四〇秒 二〇・六六五メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から 三度一二分二四秒 二〇・一八三メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から 五度〇九分〇七秒 〇・四九〇メートルの地点

2 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

第一種室浜漁港区域内

(二) 面積

五、〇一〇・五八平方メートル(埋立区域)

①の地点	④0の地点から	二六五度〇六分一一秒	六・三一四メートルの地点
②の地点	③9の地点から	一八二度三三分五一秒	一三・三二二メートルの地点
③の地点	③8の地点から	一六八度四一分二八秒	一九・八五二メートルの地点
④の地点	③7の地点から	一六七度〇〇分三三秒	一九・六七六メートルの地点
⑤の地点	③6の地点から	一六四度五〇分五一秒	一四・八六七メートルの地点
⑥の地点	③5の地点から	一七〇度三五分二〇秒	四・八一四メートルの地点
⑦の地点	③4の地点から	一七二度一四分〇八秒	二〇・〇五二メートルの地点
⑧の地点	③3の地点から	一七八度三一分〇七秒	一五・五五〇メートルの地点
⑨の地点	③2の地点から	一八〇度〇二分五〇秒	四・八六二メートルの地点
⑩の地点	③1の地点から	一九一度四六分一〇秒	二一・四四四メートルの地点
⑪の地点	③0の地点から	一九四度五九分三四秒	二〇・九六七メートルの地点
⑫の地点	②9の地点から	二〇一度二四分〇九秒	二〇・九四四メートルの地点
⑬の地点	②8の地点から	一九六度一七分〇三秒	一九・四二九メートルの地点
⑭の地点	②7の地点から	一八一度四九分三三秒	一八・一一〇メートルの地点
⑮の地点	②6の地点から	一七九度二八分五八秒	〇・四四三メートルの地点
⑯の地点	②5の地点から	一七六度二五分一九秒	一八・九七二メートルの地点
⑰の地点	②4の地点から	一五九度二九分四二秒	二二・一七六メートルの地点
⑱の地点	②3の地点から	一七一度〇三分一五秒	二一・二二八メートルの地点
⑲の地点	②2の地点から	一七八度二〇分二四秒	二一・一二八メートルの地点
⑳の地点	②1の地点から	一八三度一八分二八秒	一五・三七三メートルの地点
㉑の地点	②0の地点から	五三度一七分一八秒	一八・一二〇メートルの地点
㉒の地点	①9の地点から	二八八度一九分一五秒	六・三四四メートルの地点
㉓の地点	①8の地点から	一六度二一分〇一秒	二〇・六九九メートルの地点
㉔の地点	①7の地点から	一三度〇四分三八秒	二〇・六九三メートルの地点
㉕の地点	①6の地点から	九度四八分〇一秒	二〇・六八六メートルの地点
㉖の地点	①5の地点から	六度三一分四一秒	二〇・六七九メートルの地点

(二) 区域

東松島市宮戸字檜木山五番に隣接する公有水面

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び㉗の地点と㉘の地点と結ぶ朔望平均満潮位(TP+〇・七〇メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

㉗の地点 主要地方道奥松島松島公園線(県道二十七号線)に設置した公共二級基準点(北緯三八度二〇分四九秒三七五六、東経一四一度〇九分一四秒〇七四八)から一七九度五八分一五秒、九一・七八二メートルの地点

㉙の地点	㉗の地点から	三五六度五九分五七秒	一三・五八二メートルの地点
㉚の地点	㉘の地点から	三五六度〇八分三九秒	一九・〇三五メートルの地点
㉛の地点	㉙の地点から	三五二度〇五分五七秒	一九・〇三九メートルの地点
㉜の地点	㉚の地点から	三四八度四二分四八秒	一四・四六〇メートルの地点
㉝の地点	㉛の地点から	三四八度〇四分五七秒	四・八〇九メートルの地点
㉞の地点	㉜の地点から	三四七度一五分五七秒	二〇・〇〇二メートルの地点
㉟の地点	㉝の地点から	三四七度二一分〇五秒	一五・二九四メートルの地点
㊱の地点	㉞の地点から	三四七度三四分五〇秒	四・九四三メートルの地点
㊲の地点	㉟の地点から	三四九度五一分〇六秒	二一・〇〇五メートルの地点
㊳の地点	㊱の地点から	三五三度二六分一秒	二一・〇〇一メートルの地点
㊴の地点	㊲の地点から	三五六度四二分四〇秒	二一・〇二一メートルの地点
㊵の地点	㊳の地点から	三五九度五九分〇一秒	二一・〇二八メートルの地点
㊶の地点	㊴の地点から	三度一二分三七秒	二〇・五三六メートルの地点
㊷の地点	㊵の地点から	五度一〇分二五秒	〇・四九九メートルの地点
㊸の地点	㊶の地点から	六度三一分五九秒	二一・〇四二メートルの地点
㊹の地点	㊷の地点から	九度四八分三五秒	二一・〇四八メートルの地点
㊺の地点	㊸の地点から	一三度〇四分四八秒	二一・〇五五メートルの地点
㊻の地点	㊹の地点から	一六度二一分三一秒	二一・〇六二メートルの地点
㊼の地点	㊺の地点から	五三度一七分一八秒	一八・一二〇メートルの地点
㊽の地点	㊻の地点から	一八三度一八分二八秒	一五・三七三メートルの地点
㊾の地点	㊼の地点から	一七八度二〇分二四秒	二一・一二八メートルの地点
㊿の地点	㊽の地点から	一七一度〇三分一五秒	二一・二二八メートルの地点
㊿の地点	㊾の地点から	一五九度二九分四二秒	二二・一七六メートルの地点
㊿の地点	㊿の地点から	一七六度二五分一九秒	一八・九七二メートルの地点

- ①の地点 ①の地点から 一七九度二八分五八秒 〇・四四三メートルの地点
- ②の地点 ②の地点から 一八一度四九分三三秒 一八・一一〇メートルの地点
- ③の地点 ③の地点から 一九六度一七分〇三秒 一九・四二九メートルの地点
- ④の地点 ④の地点から 二〇一度二四分〇九秒 二〇・九四四メートルの地点
- ⑤の地点 ⑤の地点から 一九四度五九分三四秒 二〇・九六七メートルの地点
- ⑥の地点 ⑥の地点から 一九一度四六分一〇秒 二一・四四四メートルの地点
- ⑦の地点 ⑦の地点から 一八〇度〇二分五〇秒 四・八六二メートルの地点
- ⑧の地点 ⑧の地点から 一七八度三一分〇七秒 一五・五五〇メートルの地点
- ⑨の地点 ⑨の地点から 一七二度一四分〇八秒 二〇・〇五二メートルの地点
- ⑩の地点 ⑩の地点から 一七〇度三五分二〇秒 四・八一四メートルの地点
- ⑪の地点 ⑪の地点から 一六四度五〇分五一秒 一四・八六七メートルの地点
- ⑫の地点 ⑫の地点から 一六七度〇〇分三三秒 一九・六七六メートルの地点
- ⑬の地点 ⑬の地点から 一六八度四一分二八秒 一九・八五二メートルの地点
- ⑭の地点 ⑭の地点から 一八二度三三分五一秒 一三・三二二メートルの地点
- ⑮の地点 ⑮の地点から 二六五度〇六分一一秒 六・三一四メートルの地点
- ⑯の地点 ⑯の地点から 二六六度〇七分〇五秒 五・五六九メートルの地点

(二) 面積

六、九〇六・三九平方メートル(施行区域)

四 埋立地の用途

道路施設用地

○宮城県告示第四百一号

大崎市から大崎広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年四月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 大崎広域都市計画地区計画

2 名称 古川七日町西地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第四百二号

大崎市から大崎広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年四月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 大崎広域都市計画第一種市街地再開発事業

2 名称 大崎市古川七日町西地区第一種市街地再開発事業

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第四百三号

東松島市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年四月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画地区計画

2 名称 野蒜ヶ丘地区地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第四百四号

大崎市から大崎広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年四月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 大崎広域都市計画地区計画

2 名称 古川南地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第四百四号

○宮城県告示第四百五号

大崎市から大崎広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年四月三日

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 大崎広域都市計画集落地区計画

2 名称 鶴ヶ埵集落地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第四百六号

大崎市から大崎広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年四月三日

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 大崎広域都市計画公園

2 名称 五・五・一号新世紀公園

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第四百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、階上大谷土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成三十年四月三日

宮城県気仙沼地方振興事務所

所長 大森克之

一 就任した者

就任年月日	氏名	住所	役職名
-------	----	----	-----

平成二十九年十月二十二日 小野 武久 気仙沼市本吉町道貫二十九番地 理事

平成二十九年十月二十二日 小野 寺隆一 気仙沼市本吉町野々下百十四番地四 理事

平成二十九年十月二十二日 野村 昌文 気仙沼市本吉町大谷二百八十三番地 理事

平成二十九年十月二十二日 遠藤 修平 気仙沼市本吉町後田三十三番地 理事

平成二十九年十月二十二日 高橋 利夫 気仙沼市本吉町石川原百六十四番地 理事

平成二十九年十月二十二日 高橋 利夫 気仙沼市波路上後原二十八番地 理事

平成二十九年十月二十二日 畠山 正一郎 気仙沼市長磯七半沢八十八番地 理事

平成二十九年十月二十二日 小野 寺長三郎 気仙沼市長磯七半沢八十八番地 理事

平成二十九年十月二十二日 佐藤 美千夫 気仙沼市波路上原八十一番地 理事

平成二十九年十月二十二日 佐藤 一夫 気仙沼市長磯原三十一番地五 理事

平成二十九年十月二十二日 鈴木 敏栄 気仙沼市長磯原ノ沢五十八番地 理事

平成二十九年十月二十二日 畠山 忠 気仙沼市長磯原十番地 監事

平成二十九年十月二十二日 堀内 勝昭 気仙沼市本吉町後田百二十八番地 監事

二 退任した者

退任年月日 氏名 住所 役職名

平成二十九年十月二十一日 小野 武久 気仙沼市本吉町道貫二十九番地 理事

平成二十九年十月二十一日 小野 寺隆一 気仙沼市本吉町野々下百十四番地四 理事

平成二十九年十月二十一日 野村 橘郎 気仙沼市本吉町野々下百七番地一 理事

平成二十九年十月二十一日 遠藤 修平 気仙沼市本吉町後田三十三番地 理事

平成二十九年十月二十一日 高橋 利夫 気仙沼市本吉町石川原百六十四番地 理事

平成二十九年十月二十一日 芳賀 源太郎 気仙沼市波路上牧二十六番地 理事

平成二十九年十月二十一日	小野寺 長三郎	気仙沼市長磯七半沢八十八番地	理事
平成二十九年十月二十一日	佐藤 美千夫	気仙沼市波路上原八十一番地	理事
平成二十九年十月二十一日	佐藤 一夫	気仙沼市長磯原三十一番地五	理事
平成二十九年十月二十一日	鈴木 敏栄	気仙沼市長磯原ノ沢五十八番地	理事
平成二十九年十月二十一日	島山 忠	気仙沼市長磯原十番地	理事
平成二十九年十月二十一日	堀内 勝昭	気仙沼市本吉町後田百二十八番地	理事

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第44号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）第2条及び少年指導委員運営規程（昭和60年宮城県公安委員会規程第1号）第3条の規定により少年指導委員を平成30年4月1日付で、次のとおり委嘱した。

なお、少年指導委員の委嘱（平成28年宮城県公安委員会告示第46号）、少年指導委員の委嘱（平成29年宮城県公安委員会告示第42号）は廃止する。

平成30年4月3日

宮城県公安委員長 山口 哲男

活動区域	少年指導委員の氏名及び住所	
警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和29年宮城県条例第32号。以下「条例」という。）別表に規定する宮城県仙台中警察署の管轄区域	庄子 博	仙台市青葉区大町1丁目1番22号
	竹田 英子	仙台市青葉区土樋1丁目7番14-601号
	鈴木 亮一	仙台市若林区清水小路1番地
	小屋 広和	仙台市泉区実沢字男生山8番27号
	伊藤 博司	仙台市青葉区柳田町1番58号

条例別表に規定する宮城県仙台南警察署の管轄区域	
田中 耕一	仙台市青葉区五橋1丁目1番45-209号
横内 朝子	仙台市若林区新寺1丁目6番8-1002号
阿部 馨一郎	仙台市泉区寺岡2丁目9番9号
眞砂 俊雄	仙台市青葉区五橋1丁目1番45-418号
神永 久次郎	仙台市青葉区落合3丁目10番地の8
東郷 範子	仙台市青葉区片平1丁目4番10-703号
菊地 厚子	仙台市青葉区本町2丁目19番15号
松本 佐喜代	仙台市青葉区五橋2丁目4番5-901号
遠藤 公子	仙台市青葉区立町16番22-1103号
三上 真理子	仙台市青葉区土樋1丁目7番14-501号
黒澤 彰	仙台市青葉区五橋2丁目4番5-304号
佐野 覚	仙台市青葉区立町16番14号
安住 浩一	仙台市青葉区一番町1丁目7番11号
三原 美樹	仙台市青葉区中央2丁目5番2号
兵庫 千枝	仙台市青葉区立町16番27号
沼田 恵美子	仙台市太白区茂庭字梨野西22番地の3
西村 由起子	仙台市太白区郡山6丁目3番5-7号
松本 廣	仙台市若林区荒町133番地の13
相澤 雅子	仙台市若林区一本杉町26番35号
山尾 運章	仙台市太白区秋保町湯元字乗師99番地

条例別表に規定する宮城県仙台北警察署の管轄区域	鈴木 宏一	仙台市太白区中田3丁目1番40号	
	後藤 てるみ	仙台市太白区柳生5丁目12番地の6	
	玉生 照明	仙台市青葉区八幡1丁目8番17号	
	郷古 みち子	仙台市青葉区川平1丁目10番10号	
	澁谷 佳宏	仙台市青葉区水の森2丁目17番23号	
	中鉢 敦子	仙台市青葉区吉成台1丁目8番17号	
	遠藤 美代子	仙台市若林区六丁の目北町7番1号	
	米倉 啓子	仙台市宮城野区福田町1丁目12番14号	
	大津 優子	仙台市宮城野区小田原1丁目7番20号	
	小野 雅司	仙台市宮城野区原町2丁目5番52号	
条例別表に規定する宮城県仙台東警察署の管轄区域	山口 辰巳	仙台市宮城野区平成2丁目18番37号	
	早坂 としえ	仙台市宮城野区福田町1丁目3番18号	
	森 義道	仙台市宮城野区苦竹1丁目12番30号	
	菅野 澄枝	仙台市宮城野区岩切字若宮前62番地の3	
	条例別表に規定する宮城県泉警察署の管轄区域	蝦名 博征	仙台市泉区柴山4丁目12番地の12
		高橋 司	仙台市泉区松森字明神1番地の8
		棟方 ふよ子	仙台市泉区松陵4丁目7番地の5
		高橋 美喜子	仙台市泉区黒松1丁目21番18号
		阿部 裕子	仙台市泉区泉ヶ丘1丁目20番2号
		上村 寿子	仙台市泉区天神沢1丁目9番10号

条例別表に規定する宮城県塩釜警察署の管轄区域	狭間 識	塩竈市尾島町27番27号	
	斎藤 晴美	多賀城市伝上山3丁目16番22号	
	佐藤 真紀子	塩竈市青葉ヶ丘5番6号	
	阿部 礼子	多賀城市町前3丁目3番5号	
	高橋 和男	宮城県松島町高城字井戸下7番地の4	
	阿部 健一	宮城県利府町菅谷字産野原16番地	
	鈴木 尚美	塩竈市向ヶ丘9番4号	
	佐藤 美代子	宮城県七ヶ浜町東宮浜字要害14番	
	今野 忠義	名取市相互台2丁目13番地の7	
	渡邊 美恵子	岩沼市下野郷字館外265番地	
条例別表に規定する宮城県大和警察署の管轄区域	高橋 壽昭	黒川郡大和町吉岡南1丁目35番地の5	
	堀籠 直子	富谷市志戸田字野田31番地4	
	条例別表に規定する宮城県石巻警察署の管轄区域	八木 和広	石巻市広瀬字窪田35番地
		酒井 恒雄	石巻市恵み野2丁目10番地23
		松本 久一郎	石巻市田道町2丁目3番26号
		佐藤 まき子	東松島市矢本字大溜71番地10
		梁取 礼子	牡鹿郡女川町女川浜字女川193番地ON1-7
		高橋 寿也	石巻市鮫田字西境谷地17番地
		吉田 和夫	石巻市鮫田字萃寺12番地
		岡部 栄二	石巻市塩富町2丁目2番20-2

条例別表に規定する宮城県気仙沼警察署の管轄区域	津田由紀	東松島市あおい3丁目1番地8市営あおい住宅12-8
	千葉敦司	石巻市南中里3丁目10番3号
条例別表に規定する宮城県登米警察署の管轄区域	藤原智	気仙沼市唐桑町中113番地1
	鈴木政恵	気仙沼市岩月宝ヶ沢230番地5
条例別表に規定する宮城県佐沼警察署の管轄区域	藤田純一	気仙沼市長磯原の沢5番地6
	春日とみ子	登米市中田町浅水字下川面10番地
条例別表に規定する宮城県登米警察署の管轄区域	門脇昭雄	登米市迫町森字吐出521番地
	尾形勝徳	登米市登米町寺池前舟橋90番地
条例別表に規定する宮城県河北警察署の管轄区域	小濱俊郎	登米市東和町米谷字本町226番地
	今野千代以	石巻市北上町女川字藏和田45番地
条例別表に規定する宮城県南三陸警察署の管轄区域	山崎佳彦	石巻市飯野字宮下南117番地
	佐野たつ子	本吉郡南三陸町志津川字廻館15番地74
条例別表に規定する宮城県古川警察署の管轄区域	遠藤貴代子	本吉郡南三陸町歌津字吉野沢61番地159
	遠山昇	大崎市鹿島台木間塚字阿久戸1番地
条例別表に規定する宮城県古川警察署の管轄区域	鈴木和江	大崎市古川馬薮字不動2番地
	遠藤篤勇	大崎市田尻大嶽字百塚18番地
条例別表に規定する宮城県古川警察署の管轄区域	中條隆	大崎市古川字大奥防56番地
	坂野澄子	大崎市古川台町3番5号
条例別表に規定する	早坂みよ子	大崎市古川駅南1丁目19番地
	平塚信志	遠田郡涌谷町涌谷字小人町17番地

宮城県遠田警察署の管轄区域	本間良太郎	遠田郡美里町牛飼字八幡72番地
	莊司大功	栗原市若柳字川南町浦96番地
条例別表に規定する宮城県若柳警察署の管轄区域	伊藤庸一	栗原市栗駒沼倉法華堂70番地
	加藤富士子	栗原市築館城生野大堀64番地
条例別表に規定する宮城県築館警察署の管轄区域	柴田靖之	栗原市築館久伝32番地9県営住宅1-103号室
	高橋陽子	大崎市鳴子温泉鬼首字蟹沢18番地1
条例別表に規定する宮城県鳴子警察署の管轄区域	小野弘美	大崎市岩出山上野日字要害4番地2
	早坂宣治	加美郡加美町谷地森字鴨屋敷7番地
条例別表に規定する宮城県加美警察署の管轄区域	石山健治郎	加美郡加美町字中嶋中里南70番地
	佐藤茂嘉	柴田郡大河原町字荒町59番地1
条例別表に規定する宮城県大河原警察署の管轄区域	石井利江	柴田郡川崎町大字前川字松葉森山12番地6
	丹羽宜博	柴田郡大河原町字町254番地
条例別表に規定する宮城県白石警察署の管轄区域	三浦あき子	柴田郡村田町大字小泉字鼓崎127番地7
	加納敏隆	柴田郡柴田町船岡西2丁目15番13号
条例別表に規定する宮城県白石警察署の管轄区域	平間幸弘	柴田郡柴田町大字上川名字館山89番地
	佐藤文比古	白石市益岡町1番17号
条例別表に規定する宮城県角田警察署の管轄区域	半澤洋子	白石市大平中目字威徳寺前1番地
	八島淳子	白石市旭町4丁目3番16号
条例別表に規定する宮城県角田警察署の管轄区域	氏家清裕	角田市尾山字横町49番地
	山懸みや子	角田市尾山字山入74番地

条列別表に規定する 宮城県亘理警察署の 管轄区域	玉 田 俊 一	亘理郡亘理町長瀬字長井戸41番地
	齋 藤 朱 実	亘理郡山元町山寺字町下199番地10

正 誤

○宮城県公報第二九四五号（平成三十年三月二十七日付け）中

ページ	段	行	正	誤
九	下	一六	平成三十年四月十一日（水）から 平成三十年四月十七日（火）午後 五時まで	平成三十年三月二十七日（火）か ら平成三十年四月三日（火）午後 五時まで